

オーストリア・クレムジール憲法草案 再考  
—クレムジール憲法草案と1920年連邦憲法との  
思いがけない類似性をめぐって—

奥 正 嗣\*

**A Re-evaluation of the Kremsier Draft Constitution**  
**— A comparison between the Kremsier Draft Constitution of**  
**1848-1849 and the 1920 Austrian Federal Constitution —**

Masatsugu Oku \*

**Abstract**

The Kremsier Draft Constitution of 1848-1849 is examined and compared with the 1920 Austrian Federal Constitution.

The famous Austrian jurist, Hans Kelsen, once pointed out with astonishment that: “The Kremsier Draft Constitution is unexpectedly similar to the 1920 Federal Constitution.” The Kremsier Draft Constitution was amended in detail only in 1925 and 1929 and forms the basis of the current Federal Constitution.

There are various reasons, especially objections from the Austrian Emperor, why the Kremsier Draft Constitution was not put into effect, but it addressed serious issues such as popular sovereignty, federalism, ethnic concerns and basic human rights.

Therefore the Kremsier Constitution even now occupies a preeminent position in Austrian constitutional history.

**キーワード**

オーストリア憲法、クレムジール憲法草案、立憲主義

---

\*おく まさつぐ：大阪国際大学現代社会学部教授 〈2009.12.2受理〉

目次

はじめに

第1章 クレムジール憲法草案の概観

1. 総論
2. 帝国の諸機関とその権限
3. 邦、郡、市町村
4. 基本権

第2章 クレムジール憲法草案の個別的考察

1条～148条

(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第23巻第2号所収)

第2章 クレムジール憲法草案の個別的考察

149条～160条

基本権規定(1条～27条)

第3章 クレムジール憲法草案の基本権規定について

－ブラウネーダーとヴァルターの論争－

第4章 クレムジール憲法と1920年連邦憲法

第5章 クレムジール憲法の意義(結びを兼ねて)

(以上、本稿)

第2章 クレムジール憲法草案の個別的考察

VII. 武装権力

① 陸・海軍の組織(149条)

陸・海軍の組織、および、その補完方法、助成方法は、帝国法律によって定められる。

② 陸・海軍の兵力(150条)

陸・海軍の兵力およびその補充は、帝国法律によって、1年ごとに確定される。

③ 外国軍隊の使用(151条)

外国軍隊を使用するためには、帝国議会の承認を要する。外国軍隊が国家領域に立ち入るとき、または、国家領域を通過するときにも、帝国議会の承認が必要である。

④ 国民軍(152条)

国民軍は、1000人以上の住民が住む少なくともすべての地域において、存在しなければならない。その設立は、法律によって定められる。

⑤ 武装権力の使用(153条)

武装権力は、内乱の鎮圧および法律の実施のために、非軍事的官庁の要請によるのみ、かつ、法律に定められた場合・形式において、用いることができる。

## Ⅷ. 一般諸規定

### ① 帝国紋章 (154条)

帝国の紋章は不変である。ハプスブルク・ロートリンゲン家の色は、白-赤-金であり、帝国の色として用いられる。

### ② 帝都ウィーン (155条)

ウィーンは、帝国首都であり、中央政府および帝国議会の所在地である。

### ③ 外国人の身体・財産の保障 (156条)

オーストリア領域にいるすべての外国人は、一般的に、身体と財産を国家から保障される。ただし、その例外は、法律によって定められる。

### ④ 戒厳令と憲法上の権利の一部停止 (157条)

憲法は、全部にせよ一部にせよ、廃止することができない。戦争ないし暴動の場合においてのみ、かつ、責任を負う政府権力によってのみ、立法権の承認を得て、立法権の承認を得ることが不可能な場合には、事後に立法権に弁明を行い、憲法上の権利の一部停止を命ずることができる。どのような条件下で、どのような効果を伴って生じるかについては、特別法が定めなければならない。

## Ⅸ. 憲法改正

### ① 議会の憲法改正宣言 (158条)

立法権は、この憲法の規定が改正を必要とするということを宣言する権利を有する。この宣言によって、帝国議会は解散し、直ちに新たな帝国議会が召集される。

### ② 憲法改正の定足数・議決数 (159条)

新たな帝国議会は、改正に付された諸点について議決する。現実に憲法改正をもたらす決議が有効であるためには、両院それぞれにおいて、その構成員の4分の3以上の議員が出席し、その出席者の3分の2以上の議員の賛成を必要とする。投票は、名前を読み上げ口頭によって行われなければならない。

### ③ 憲法改正と絶対的拒否権 (160条)

皇帝の憲法上の権限を縮小する憲法改正を帝国議会で議決する場合には、皇帝に絶対的拒否権が存在する。

## X. 基本権 (クレムジール憲法草案追加条項)

以下で示される基本権規定は、本来、クレムジール憲法草案第Ⅱ章に規定される予定の条文であった。次のような事情によって、X. 基本権 (クレムジール憲法草案追加条項) としてここで紹介する (筆者注)。

1条から13条までの基本権は帝国議会本会議で審議され承認されたが、14条以下の基本権は憲法委員会によって可決されたに過ぎなかった。基本権は、憲法の予定された箇所 (第Ⅱ章) に帝国議会によって組み込まれることがなく、それゆえに、憲法草案追加条項 (Anhang) という形で存在する。

① 法の前の平等、オーストリア国籍、身分的特権の廃止、公務就任権、顕彰、国民主権主義（1条）

すべて国民は、法の前に平等である。

どのような要件の下で、オーストリア国籍を与えられ、行使し、失うかについては、憲法および法律で定める。

個々の国民の全体が、オーストリア国民である。

すべての身分的特権は、廃止される。いかなる種類であれ、貴族の称号は与えられず、また認められない。

その能力を有するすべての国民は、公務および国務に平等に就きうる。外国人は、非軍服役務および国防に就くことを排除される。例外は、特別法によって定める。

個人的に功績があった人へののみ、公に顕彰され賞金が与えられる。いかなる顕彰も相続されない。官職名は、単なる尊称として与えられてはならない。

すべての国家権力は、国民から生ずる。（筆者注：この一文は、当初の委員会草案において、この位置において規定される予定であったが、最終審議に際して削除された。）

② 人身の自由（2条）

人身の自由は保障される。何人も、法律の定める裁判官の裁判を受ける権利を奪われない。特権裁判所および例外裁判所（非常裁判所）は存続しえない。

何人も、裁判官によって発せられた理由を伴う令状による場合、および、現行犯の場合を除き、逮捕されない。

逮捕状は、逮捕される者に、直ちにあるいは逮捕後24時間以内に、送達されねばならない。

公安当局によって抑留された者は誰でも、24時間以内に、通常裁判所の下へ連行されるか釈放されねばならない。

すべて被疑者は、法律に従って裁判所によって定められる保釈金ないし保証金を支払うことによって釈放される。ただし、刑法の定める場合については別である。

③ 裁判の公開、陪審裁判、二重処罰の禁止（3条）

判決裁判所における民事および刑事の手続は、公開かつ口頭で行われる。例外は法律で定める。

刑事事件は、弾劾訴訟（訴追訴訟）による。陪審裁判は、重罪、政治犯・出版犯について判決を下さなければならない。

何人も、全手続が破棄される場合を除いて、陪審裁判所によってすでに無罪と宣告された可罰的行為を理由として、再び、審問されることはない。

④ 刑罰不遡及の原則、死刑の廃止など（4条）

刑罰は、可罰的行為のときに存在していた法律に従い、司法的判決によってのみ科すことができる。

死刑は廃止される。

公の労役、公に晒すこと、体罰を与えること、焼印を押すこと、公民権停止、財産の没収の刑は、用いることができない。

⑤ 住居・書類の搜索・押収（5条）

家宅権は侵されない。住居・書類の搜索、書類の押収は、法律に定めた場合および形式において、裁判官の命令によるか、市町村長の委託がある場合のみ、許される。家宅権の不可侵は、現行犯を犯した者や訴追を受けている者を逮捕する妨げとはならない。

⑥ 信書の不可侵（6条）

信書の秘密は侵してはならない。信書の押収は、裁判官の令状に基づき、法律の規定に従ってのみ、行うことができる。

⑦ 請願権（7条）

請願および請願のための署名を集める権利は、制限されない。

⑧ 移動の自由、出国の自由（8条）

人および財産の国内での移動は、市町村条例に規定されている制限にのみ服する。出国の自由は、国家的理由によって制限されない。互惠主義によってやむをえない場合を別にして、出国金は要求されない。

⑨ 集会の自由（9条）

オーストリア国民は、平和的に、武器を持たずに、集会を行う権利を有する。ただし、戸外における国民集会は、ここ当分の間、公安当局に届け出なければならず、公の秩序および安全に緊急の危険が生ずる場合のみ禁止することが許される。国防のいかなる部局も、政治的問題について審議し議決することは許されない。

⑩ 結社の自由（10条）

オーストリア国民は、結社の目的および手段が違法ないし国家に危険でない限り、官庁の許可なしに団体を結成する権利を有する。この権利の制限は、法律によってのみ行える。

⑪ 信教の自由（11条）

オーストリア国民は、信教の自由を保障される。私住居内および公の宗教的活動は、法にも風紀にも違反せず、また市民ないし国民の義務に背かない限り、制限を受けない。

⑫ 宗教団体に対する特権の禁止、宗教的行為・祝典・儀式への強制禁止（12条）

いかなる宗教団体（教会）も、とりわけ国家による特権を享受しない。何人も、一般に宗教的行為ないし祝典、特に自らが信奉しない宗教的儀式への義務づけを国家によって強制されない。また同様に、何人も、聖職授与ないし修道誓願によって引き受けた義務の遵守を強制されない。

⑬ 宗教団体と国家の関係（13条）

個々の宗教団体（教会）と国家の関係は、組織法によって規律される。ただし、この組織法は、次の規定を基本的に含まなければならない。

- a) 各教会は、国家におけるすべての団体および市町村と同様に、法に服し、国家の保護を受ける。
- b) 各教会は、その内部事項を自ら処理し管理する。

c) 教会の長を自由選挙によって選ぶ権利は、教区、および教区もまた代表者を送っているところの教会会議に認められる。

d) 教会の財産は、教区、状況によっては、司教区ないし修道会管区の教会会議によって選ばれた組織によって、国家の保護の下に管理される。

以上の原則に基づき教会制度を組織的に規律するに至るまで、この関係で従来国家ないし個々の国民によって行使されてきた諸権利、およびこれらに相応する義務は、維持される。

⑭ 宗教による差別の禁止 (14条)

宗教の相違は、国民の権利・義務上の相違を根拠づけない。

⑮ 民事婚 (15条)

婚姻の民事上の効力は、婚姻契約の受理のために国家によって任ぜられた官庁の前で、両当事者が正式に合意することによって生ずる。

教会婚は、民事婚の締結後初めて行うことができる。

宗教の相違は、何ら民事婚の妨げになるものではない。

⑯ 学問・教授の自由 (16条)

学問とその教授は、自由である。教授の自由を侵害するいかなる措置も許されない。濫用の抑止については、法律で規定する。

⑰ 教育を受ける権利、公教育の無償性、普通教育を受けさせる義務、学校設立・教授の自由、教育の宗教的中立性 (17条)

オーストリア国民は、十分な公の施設によって、普通国民教育を受ける権利を保障される。

公教育は、国家の負担により無償で行われ、法律によって規定される。

何人も、その子女ないし被扶養者に対し、普通国民教育に必要な教育を受けさせなければならない。

すべて国民は、道徳的・学問的・技術的能力を管轄官庁に証明した場合には、学校および特殊児童教育施設を自由に設立し、これらの施設で自由に教育を受けることができる。

家庭内の教育は、いかなる制限にも服しない。

いかなる宗教団体も、公の教育施設に対して指導的な影響を与えることは認められない。

⑱ 思想・表現の自由 (18条)

何人も、思想を自由に表現する権利を有し、文書・印刷あるいは絵画的表現によって公表する権利を有する。

この権利は、いかなる状況においても、いかなる方法によっても、すなわち、検閲によっても信仰告白によっても、担保の供与によっても租税の賦課によっても、最終的には書籍印刷および書籍販売の制限によっても郵便禁止および不相当な郵便料金ないしはその他の営業上の自由な輸送の妨害によっても、制限、停止、破棄されることはない。

この権利の濫用は、一般的法律に従って、改正刑法が公布されるまでは特別の出版規定に従って罰せられる。

⑲ 民族の平等、言語の平等 (19条)

帝国のすべての民族は平等の権利を有する。すべての民族は、一般的に住居および国籍を保護され、特に言語を保障される。

学校・官公庁・公の生活において、地方で一般に用いられているすべての言語の平等取り扱い、国家によって保障される。

⑳ 所有権の保障、相当な補償による収用 (20条)

所有権は、国家の保護の下にある。

何人も、裁判所の判決による執行の場合、公共の福祉に基づく強制収用の場合を除くほか、その所有権を奪われない。

公共の福祉に基づく強制収用は、法律の規定に従い、通常は事前の相当な補償を対価としてのみ行われる。

㉑ 封建的束縛からの所有権の解放 (21条)

所有権を上部所有権と利用（用益）所有権に分割することは永久に禁止される。

所有権は、封建的主従関係によっても家族世襲財産制によっても制限することは許されない。

封建的束縛および家族世襲財産の解消については、特別法によって規定される。

㉒ 国家費用の分担 (22条)

何人も、その財産および所得の割合に応じて、国家の負担を分担しなければならない。

㉓ 国民および土地の市町村帰属、市町村の基本権 (23条)

すべての国民およびすべての土地は、一つの市町村に属しなければならない。

それぞれの市町村の基本権は、次のごとくである。

a) 長の自由選挙

b) 新たな住民の市町村への受け入れ

c) 市町村事項の自立的行政権および市町村警察の管理運用

d) 市町村財政（予算）の公開、および通例は審議の公開

市町村共有地や市町村基本財産を売却したり負担を課したりする権利の制限は、市町村法（自治体法）（ゲマインデ法）で定める。

㉔ 国防軍 (24条)

国家および憲法を保護するために、軍隊および国民軍から成る国防軍が存する。国防軍については、特別法によって規律される。

国防軍は、憲法に基づき宣誓し、法律の定める場合および法律の定める形式において、非軍事的官庁の要請によってのみ、内乱を鎮圧するために用いることができる。

㉕ 兵役の義務 (25条)

すべての国民は、自ら軍務に服する義務を負う。その例外については、軍法によって定める。

②⑥ 軍隊、軍法、軍事裁判所 (26条)

軍隊は、民事法と民事裁判所の管轄に服する。

軍法および軍事裁判所は、戦時において、かつ規律違反に際してのみ、有効ないし活動する。

②⑦ 国民軍 (27条)

軍隊に属せず兵役に服するすべての国民は、一般的に、国民軍の軍務について同等の権利と義務を有する。

より詳細な規定、例外規定は、国民軍に関する法律が定める。

### 第3章 クレムジール憲法草案の基本権規定について

#### —ブラウネーダーとヴァルターの論争—

##### 1. 問題の所在

ブラウネーダーとヴァルターとの間で、クレムジール憲法草案基本権規定の法的性質をめぐり激しい議論が戦わされている。ブラウネーダーは、「クレムジール憲法草案基本権規定は、官吏が基本権を侵害した場合における国家補償（賠償）責任を定めたもので、立法および行政に対する単なる“国家目標規定（Staatszielbestimmung）”にすぎない」と考える。これに対して、ヴァルターは、「クレムジール憲法草案基本権規定は、帝国最高裁判所が基本権違反を認定した場合には、違反行為の効力を無くするいわゆる“破棄効（kassatorische Wirkung, Aufhebungswirkung）”と同等の価値を持つほどの権利保護規定として、“主観的公権としての完全な国家補償（賠償）請求権”を定めたものである」と考える。以下、両者の議論に立ち入る前に、クレムジール憲法草案の関連規定（138条、140条1項）を概観する。140条1項が138条を参照するように指示していることもあって、この両条文には次のような内容的同一性が認められる。①「補償（賠償）のための訴え」（140条）、「民事訴訟によって国家に対し完全な補償（賠償）を請求」（138条）、②「憲法上の権利侵害ゆえに」（140条）、「憲法によって確定された国民の権利侵害ゆえに」（138条）、③「官吏の職務行為によって」（140条）、「官吏がその職務権限を行使するに際して」（138条）。さらに、138条には、「権利を侵害された者が民事訴訟を提起しうる」、「この民事訴訟は有責者に対する刑事訴追を排除するものではない」という文言が存在する。

##### 2. ブラウネーダーの見解

ブラウネーダーは、「補償（賠償）」（140条）、「完全な補償（賠償）」（138条）という言葉は、当時の専門用語では、損害の補償（賠償）を意味することは明らかであり、それゆえに、138条でも2度にわたって「補償（賠償）」を求める「民事訴訟（Zivilklage）」と規定しているのだと述べ、この種の民事判決は決して“破棄効”を有するものではないと考える。そして、憲法草案は、以上の民事訴訟とともに、他の法効果として、138条で有責者に対する刑事訴追を定めたものだとする。

ところが、ブラウネーダーによると、ヴァルターは、138条および140条の規定は、基本権侵害行為の破棄と同等の価値を持つ（gleichwertig）規定を含んでいると考えている。

この点につき、ブラウネーダーは、後の立憲主義的憲法である1867年憲法に基づき実際に設立された帝国裁判所の判決も、基本権侵害を宣言するのみで、このような破棄効を有していなかったため、ヴァルターの見解は非常に興味をそそるとしながら、次のように批判する。ヴァルターは、クレムジールの憲法委員会委員であったカバルカボ (Cavalcabo) が、「基本権にはあらゆる権利が保障されている」と述べたことを、自説の根拠にしているが、このような解釈は付け足しの解釈で、その他のどのような見解によっても支持されないと批判する。この点につき、さらにブラウネーダーは、最終的にはカバルカボも、憶測上の不確かさゆえに、帝国裁判所の権限規定を削除しようとしたという状況を自説の着眼点として挙げている。

また、ブラウネーダーは、憲法委員会委員であったプレステル (Brestel) が、「憲法上の権利の侵害の場合には、単に損害補償（賠償）のみが問題となるのではなく憲法違反行為の破棄も問題になり、後者の方がはるかに重要である」と述べたことを指摘し、彼がこの規範化を提案したが、“行為の破棄効”を法文に書き記すというプレステルの提案が、最終的には憲法委員会によって拒否されたという状況も自説の根拠として付け加えている。そして、ブラウネーダーは、クレムジール憲法草案140条の帝国裁判所の権限につき、基本権保護の包括的な権限を定めたものではなく、単に国の職務責任（国家責任）を規定しているにすぎないと理解する。このことは、立法的には、140条が138条の民事訴訟 (Zivilklage) を参照するよう指示していることから認めうると考えている。この関連で、オーストリア連邦憲法23条（国および地方公共団体の補償（賠償）責任）を連想するとしている。

さらに、ブラウネーダーは、クレムジール憲法が作られた1848年ないし1849年当時の状況においては、基本権は、圧倒的に、「主観的」「公権」とは理解されておらず、続く1849年欽定3月憲法において初めて、帝国裁判所の権限規定によって、損害補償（賠償）を超える基本権保護が可能性として存在したことを指摘する。しかし、その権限規定は、「帝国裁判所は、職権または訴えによって、最上級審として、政治的権利の侵害につき、介入 (einschreiten) する」（同憲法106条）とあり、条文的にも、あまりにも不確かなものであるゆえに、1849年欽定3月憲法において、損害補償（賠償）を超える権利保障が存在したということの確実性をもって断言しえないとする。それゆえ、続く1867年12月憲法で、以上の不確かさについての疑念を晴らすため、明文ではっきりと、帝国裁判所（＝憲法裁判所）の権限として、「憲法によって保障された政治的権利が侵害された場合において、法律上規定された行政的手段が尽くされた後の、国民からの訴願についての決定 (Entscheidung)」（帝国裁判所の設置に関する国家基本法3条）という文章をいれ、「公法上」の裁判権を書き込んだ。1867年12月憲法は1849年欽定3月憲法を模範としながらも、大臣責任制を超える基本権保護としての帝国裁判所判決の公法的性格など多くのものを、より一層明確に規定しなければならなかったのである。

「基本権」という概念は、今日理解するところの「主観的公権」と必ずしも一致するものではなく、時代を経るにつれ、従来の法文に帝国裁判所の権限規定が追加されることによって、「国家目標」から「主観的公権」へと発展していくものなのである。プレステルが、

1867年憲法策定に際し憲法委員会の委員長をつとめたが、1848年クレムジール憲法制定時に既に望んでいたように、損害補償（賠償）を超える“破棄効”を再度ここでも規定できなかったことは、プレステルにとって、さぞかし心残りであったに違いないとブラウネーダーは結んでいる。

ブラウネーダーは、基本権侵害行為につき、ヴァルターが帝国最高裁判所の判決に“破棄効”を認めているとして批判するが、次に概観するように、ヴァルターの見解は、決して“破棄効”を認めるものではなく、破棄と同等の価値を持つ（gleichwertig）「完全な補償（賠償）」を主張しているに過ぎない。この点につき、ブラウネーダーの誤解が存する。

### 3. ヴァルターの見解

ヴァルターは、ブラウネーダーの批判に対し、次のように反論する。第一に、ブラウネーダーの言う“国家目標規定”という表現は、非常にあいまいであるということ。第二に、第一と関連するが、個々人の基本権が侵害されているにもかかわらず、非常にあいまいな“国家目標規定”ということを理由に、「完全な国家補償（賠償）請求権」を認めないのは、「基本権」の評価ないし位置づけを誤るものであるということ。第一の点について、ブラウネーダーは、“国家目標規定”とは、立法機関や国家官庁が法律や命令を制定する際の単なる指針であって、この意味での基本権は、「貫徹しえない（nicht durchsetzbar）基本権」という特徴を持つという。しかし、ヴァルターは、クレムジール憲法草案が、基本権を侵害された者は、訴えによって、帝国最高裁判所に、「完全な補償（賠償）」を請求しようと規定しており、単なる約束（Versprechung）のみではなく権利追求（Rechtsverfolgung）の一手段であるから、決して、“国家目標規定”だとか「貫徹しえない基本権」とは言えないと反論する。そして、基本権侵害行為の「破棄」と同等の価値を持つ（gleichwertig）ほどの権利保護が語られなければならないとする。

ブラウネーダーは、1867年12月憲法で司法的憲法統制が導入され、特に帝国裁判所の下での「憲法によって保障された政治的権利の行政による侵害に対する訴え（Beschwerde）」によって、基本権が「主観的公権」となり、今やもはや「国家目標規定」ではなくなったと述べ、1867年12月憲法によって偉大な“進歩”があったと指摘する。これに対し、ヴァルターは、ブラウネーダーの見解は1867年憲法の非常な過大評価であり、基本権侵害における法状況は、一方では1867年憲法によって、他方ではクレムジール憲法によって考察すべきだと考えている。

1867年12月憲法は、確かに、憲法によって保障された政治的権利の行政による侵害に対する訴え（Beschwerde）を帝国裁判所に提起することを認めてはいる。この場合において、帝国裁判所は、政治的権利の侵害があったかどうか、またどの程度あったかを判断する。この判決は、違法かどうか、またどの程度違法かを確定するだけの“宣言効”しかなく、決して行政の違法行為を破棄するだけの“破棄効”を有するものではない（帝国裁判所の設置に関する国家基本法3条）。このような状態で、基本権侵害の被害者は、「十分な補償（賠償）」を請求することができるのであろうか。また1867年12月憲法は、官吏の義務違反処分によって引き起こされた権利侵害に対する官吏の民事責任を法律によって定めるとし

ている（統治権および執行権の行使に関する国家基本法12条）が、国家賠償法（国家責任法）は決して制定されることはなかったのである。それゆえに、基本権違反の行政の行為によって個々人が損害を受けても、その損害の救済を主張することができなかったのである。

クレムジール憲法草案は、明文でもって、基本権に違反する国家行為の「破棄」や、基本権に違反していることの「確定」を規定しているわけではないが、帝国最高裁判所の下で「完全な補償（賠償）」を受ける可能性を規定している。ブラウネーダーは、憲法によって定められた国民の権利が侵害された場合において、クレムジール憲法草案が補償（賠償）の訴えを認めているということがどういう結果をもたらすかについて、何ら考慮を払っていない。官吏の行為によって損害を受けた者は、帝国最高裁判所にその損害を主張することができ、裁判所は、加害行為が憲法上の権利を侵害したかどうかを審査し、憲法上の権利の侵害があると認定するならば、損害補償（賠償）を認めなければならないであろう。クレムジール憲法草案の持つ意味は、個々人が基本権侵害によって損害を受けたすべての場合において、「完全な補償（賠償）」という権利保護を求めることができる制度を設けたことにある。これは、1867年12月憲法以上の権利保護制度である。さらに、1920年のオーストリア連邦憲法、および1929年の改正オーストリア連邦憲法にも、国家補償（賠償）規定があるが、ともに、国家補償（賠償）の詳細を連邦法律に委任している。この点についても、ヴァルターは、クレムジール憲法草案の方が権利保護に優れていたと評価する。

ヴァルターは、基本権侵害に国家補償（賠償）請求が結びつく場合に、ブラウネーダーの言うように、単なる「国家目標規定」と考えることに問題があるとし、クレムジール憲法草案の138条、140条は、オーストリア連邦憲法23条、144条を連想させるとして次のように述べる。基本権侵害の場合には、国家補償（賠償）請求が認められることに異論は無い。さらに加えるに、「国家補償（賠償）請求」の認容は、国家責任を引き起こした行為が、その合法性、すなわち基本権違反につき審査されねばならないこと、また、「完全な補償（賠償）」の認容は、当該行為が基本権違反と判定（確定）されることを前提としている。それゆえに、1867年12月憲法と同様に、クレムジール憲法草案においても、基本権違反行為の「破棄」効を認めていないが、当該行為を、補償（賠償）が問題となるほどの基本権違反と「確定」するところの「宣言」効を認めることができる。

ブラウネーダーは、1848年4月25日の「ピラースドルフ憲法」の成立についても問題にし、ピラースドルフ憲法の制定過程において、身分制的な中央委員会（Ständische Zentralausschuß）が内務大臣ピラースドルフの助言を求めながら共同で制定したことを強調する。これに対し、ヴァルターは、ブラウネーダーの見解は、委員会の過大評価だと批判し、フーゲルマン（Hugelmann）の見解を引用しながら、ピラースドルフ憲法の制定過程を次のように述べる。1848年4月10日、中央委員会が最初の会議を招集し、制定されるべき憲法について基本的特徴について質問がなされた。1848年4月12日、第2回目の会議が開かれ、中央委員会代表および政府代表からなる委員会（Komitee）による憲法審議が予定されていることの報告が邦知事からなされ、1848年4月13日、実際に憲法審議が行われた。1848年4月14日、憲法の基本的特徴について政府から報告があり、1848年4月

15日、『ウィーン新聞』で公表された。同日、内務大臣ピラースドルフから皇帝に憲法草案が提出された。以上の状況を前提に、ヴァルターは、ピラースドルフ憲法に対する中央委員会の影響を非常に弱いものだと考えている。

かくのごとく、ヴァルターは、ブラウネーダーが、ピラースドルフ憲法からクレムジール憲法草案へと続く歴史的に新時代を形づくった法状況をもっと詳細に示すべきであるのに、議会在クレムジールに移った背景、クレムジール帝国議会の解散に至るまでの政治的力関係の変動、クレムジール憲法において立法手続に占める皇帝の地位などについて、十分な解明ができていないと批判する。確かに事件のすべてを詳細に渡って示すことは不可能だとしても、少なくとも憲法史の中心的な経過についての出来事を解明すべきであったと結んでいる。

#### 第4章 クレムジール憲法と1920年連邦憲法

1920年の連邦憲法は、1925年と1929年に改正がなされたが今日のオーストリア連邦憲法の基礎をなしている。1920年連邦憲法制定の小委員会において、ハンス・ケルゼンが専門家として助言を行っている。そのケルゼンが、クレムジール憲法（以下、「ク憲」と記載）と1920年連邦憲法（以下、「連憲」と記載）との間には、“思いがけない（意図的にしたものではない）(unbeabsichtigt) 類似性が存する”と指摘する。そこで、次に、(1) クレムジール憲法と1920年連邦憲法との一致ないし類似事項、(2) クレムジール憲法では「皇帝」ないし「君主」の権限であったものが、1920年連邦憲法では「大統領」または「連邦首相」の権限へと置き代わっている事項、(3) クレムジール憲法には規定されていなかったが、1920年連邦憲法で規定されている事項、(4) その他異なっていて規定している重要事項、に分けて概観する。

##### (1) クレムジール憲法と1920年連邦憲法との一致ないし類似事項

国民主権主義と連邦制に起因する一致ないし類似点も多く見られる。これ以外にも、驚くべきほどの一致ないし類似点を見出しうる。以下、列挙する。

- ① それぞれ国家の基本的政治形態として、立憲主義的君主制、民主主義的共和制を採用することを宣言する（ク憲1条、連憲1条）。同時に、1条（クレムジール憲法については、基本権規定1条）で、国民主権主義を宣言する。
- ② 帝国ないし国を構成する邦ないし州を明示する（ク憲2条・4条、連憲2条）。これらの邦ないし州は、自立性ないし独立性を認められる（ク憲5条、連憲2条）。
- ③ すべての国民は、法の前に平等であり、身分に基づく特権は認められない（ク憲基本権規定1条、連憲7条）。
- ④ ドイツ語以外の言語も国家によって保障される（ク憲基本権規定19条、連憲8条）。
- ⑤ すべて統治権ないし国家行政は、憲法（ク憲33条、連憲140条・142条）ないし法律（連憲18条）に基づいてのみ行使されうる。
- ⑥ 帝国議会議員（庶民院議員、地方院議員）の免責特権（ク憲81条）・不逮捕特権（ク憲82条）、国民議会議員・連邦参議院議員の免責特権・不逮捕特権（連憲57条・58条）。
- ⑦ 両議院の議員の兼職の禁止（ク憲80条、連憲59条）。

- ⑧ 軍事裁判所ないし軍法会議は、戦時のほか、廃止される（ク憲基本権規定26条、連憲84条）。
- ⑨ 死刑は、廃止される（ク憲4条、連憲85条）。
- ⑩ 裁判官の身分保障、裁判官ないし司法権の独立（ク憲39条・135条、連憲87条）。
- ⑪ 法律で定める裁判官の裁判を受ける権利の保障（ク憲基本権規定2条、連憲83条）。
- ⑫ 判決裁判所における民事および刑事事件の手続は、公開かつ口頭で行われ、刑事手続は、弾劾（訴追）訴訟による（ク憲基本権規定3条、連憲90条）。
- ⑬ 重罪・政治犯などについての陪審裁判の実施（ク憲3条、連憲91条）。
- ⑭ 司法と行政は分離され、お互いに独立である（ク憲137条、連憲94条）。
- ⑮ 邦議会ないし州議会による邦憲法ないし州憲法の制定（ク憲111条、連憲99条）。
- ⑯ 帝国最高裁判所（＝憲法裁判所）の権限としての「権限争議の裁判」（ク憲140条、連憲138条）。
- ⑰ クレムジール憲法では、憲法改正を行うに際し、帝国議会を解散し、新たな帝国議会を召集する。両院それぞれの構成員の4分の3以上の議員が出席し、その出席者の3分の2以上の議員の賛成を必要とする（ク憲158条・159条）。連邦憲法では、最終的には、全連邦国民の投票（国民投票）にかけられ、有効投票の絶対多数で決せられる（連憲44条・45条）。ともに、憲法改正には、できうる限り主権者である国民の最終的意思を考慮しようと努めている。
- ⑱ 帝国議会議員（庶民院議員、地方院議員）の自由委任（ク憲75条）、国民議会議員・連邦参議院議員の自由委任（連憲56条）。
- ⑲ 庶民院（下院、第一院）のみによる国家予算の議決（ク憲142条）、国民議会（第一院）のみによる連邦財政法律の議決（連憲51条）。
- ⑳ 邦議会議員選挙に関して、その選挙権および被選挙権の要件を、帝国議会庶民院議員選挙法よりも厳格に定めてはならない（ク憲112条）。州議会選挙法は、その選挙権および被選挙権の要件を、国民議会の選挙についての連邦法よりも厳格に定めてはならない（連憲95条）。
- ㉑ 市町村の利害に関わるあらゆる事項の自己決定権・自己行政権（ク憲130条・131条、ク憲基本権規定23条、連憲118条・120条）。
- ㉒ 官吏の職務行為による基本権侵害と民刑事責任（国家による損害補償・賠償と官吏の刑事訴追・刑事責任）（ク憲138条・140条）。官公吏の職務行為による国および公共団体の損害賠償責任（連憲23条）、官公吏の刑事責任（連憲143条）。
- ㉓ ウィーンは帝国首都であり、中央政府および帝国議会の所在地である（ク憲155条）。ウィーンは連邦首都であり、連邦最高諸機関の所在地である（連憲5条）。
- ㉔ 邦議会による地方院議員の選挙（ク憲99条）。州議会による連邦参議院議員の選挙（連憲35条）。ただし、ク憲では、各邦6人の代表者に対して、連憲では、州の公民数に比例して代表者を送る。
- ㉕ 帝国議会による条約承認（ク憲48条）、国民議会による条約承認（連憲50条）。
- ㉖ 帝国最高裁判所（＝憲法裁判所）の権限としての大臣・総督・地方長官（邦知事）

- に対する公訴の裁判（ク憲140条）。憲法裁判所の権限としての連邦大統領・連邦大臣・州知事などに対する公訴の裁判（連憲142条）。
- ⑳ 帝国最高裁判所（＝憲法裁判所）による行政処分の違憲性の審査（ク憲138条・140条）〔この点、学説上争いがあり、第3章を参照〕、憲法裁判所による行政処分の違憲性の審査（連憲144条）。
- (2) クレムジール憲法では「皇帝」ないし「君主」の権限であったものが、1920年連邦憲法では「大統領」または「連邦首相」の権限へと置き代わっている事項（1920年連邦憲法では、国家元首としての「大統領」は連邦総会によって選ばれ、「連邦首相」は国民議会によって選ばれるものとされている。連憲60条・70条）
- ① 皇帝による大臣・官吏の任免（ク憲45条）、帝国法律の裁可・公布（ク憲46条）、条約締結（ク憲47条）、恩赦（ク憲52条）、ただし、大臣に対する恩赦については、訴追した院の要求が必要（ク憲70条）、栄典の授与（ク憲53条）⇨大統領による連邦官吏およびその他の連邦役員の任命（連憲65条）、条約締結（連憲65条）、恩赦（連憲65条）、ただし、恩赦は連邦法律により行われる（連憲93条）、連邦大統領による連邦法律の公証（連憲43条）、連邦首相による法律の公布（連憲49条）。大統領による連邦首相その他の連邦政府構成員の任命（1920年連邦憲法には存在しないが、1929年の改正によって規定、連憲70条）。
- ② 皇帝の統治行為に対する大臣の助言副署（ク憲38条・44条）、大臣の帝国議会に対する責任（ク憲44条）、皇帝の無答責（ク憲42条）⇨連邦大統領のすべての行為に対する連邦政府または連邦大臣による提議・副署（連憲67条）、連邦大統領の連邦総会に対する責任（連憲68条）。
- ③ 皇帝の帝国議会解散権（ク憲49条）⇨大統領の国民議会解散権（1920年連邦憲法では、「国民議会は法律によって解散しうる」と規定されていたが、1929年の改正によって修正、連憲29条）。
- ④ 皇帝の邦議会解散権（ク憲120条）⇨大統領の州議会解散権、ただし、連邦政府の提議、連邦参議院の同意が必要（連憲100条）。
- ⑤ 憲法裁判所の裁判官については、長官および半数の裁判官につき皇帝が任命、副長官および残り半数の裁判官につき地方院が選出（ク憲139条）、皇帝が任命（ク憲39条・132条）⇨長官・副長官および半数の裁判官については連邦大統領が任命（ただし、連邦政府の提議）、残り半数の裁判官についても連邦大統領が任命（ただし、その半数につき国民議会の提議、残り半数につき連邦参議院の提議）（1920年連邦憲法では、「長官・副長官および半数の裁判官については、国民議会によって選出され、残り半数の裁判官については、連邦参議院が選出する」と規定されていたが、1929年の改正によって修正、連憲147条）。
- ⑥ 皇帝の憲法および法律遵守の宣誓（ク憲43条）⇨連邦大統領の憲法および法律遵守の宣誓（連憲62条）。
- ⑦ 皇帝による裁判官の任命（ク憲39条・132条）、帝国最高裁判所による裁判官の罷免（ク憲140条）⇨連邦大統領による裁判官の任命、ただし、連邦政府の申し出に従う

(連憲86条)、裁判所の判決による裁判官の罷免(連憲88条)。

- (3) クレムジール憲法には規定されていなかったが、1920年連邦憲法で規定されている事項
- ① 会計検査院は存在せず(ク憲147条参照)⇨会計検査院による財務執行状況の検査(連憲121条)。
  - ② 行政裁判所は存在せず(ク憲134条参照)⇨行政裁判所による行政統制(連憲129条)。
  - ③ 規定なし(ク憲)⇨法律による行政、法律に基づく命令(1920年連邦憲法では、「法律の範囲内での命令」と規定されていたが、1925年の改正によって修正(連憲18条))、緊急命令(1920年憲法では、規定されていなかったが、1925年の改正によって規定、連憲18条)。
  - ④ 帝国最高裁判所(=憲法裁判所)による帝国法律・邦法律の違憲性の審査なし(ク憲)⇨憲法裁判所による連邦法律・州法律の違憲性の審査(連憲140条)。
  - ⑤ 帝国最高裁判所(=憲法裁判所)による命令の違法性の審査なし(ク憲)⇨憲法裁判所による命令の違法性の審査(連憲139条)
  - ⑥ 邦議会議員の免責特権・不逮捕特権の規定なし(ク憲)⇨州議会議員の免責特権・不逮捕特権(連憲96条)。
- (4) その他異なっていて規定している重要事項
- ① 邦・郡の権限を制限列举(ク憲114条・115条・125条・126条)⇨国の権限を制限列举(連憲10条・15条)。
  - ② 郡議会(郡立法)が市町村事項を定める(ク憲125条)⇨連邦憲法立法と州立法が市町村事項を定める(連憲120条)。この違いは、クレムジール憲法が民族問題解決のために郡をおいたことによる。
  - ③ 国の公課徴収権(ク憲143条)、邦の公課徴収権(ク憲114条)、郡の公課徴収権(ク憲127条)⇨国の公課徴収権(連憲3条)、州の公課徴収権(1920年連邦憲法では、規定されていなかったが、1925年の改正によって規定、連憲98条)、市町村の公課徴収権(連憲118条)。
  - ④ 邦行政については、邦は帝国の一行政区にすぎず、邦行政の長として、皇帝によって任命された帝国官吏としての総督または地方長官(邦知事)が行う(ク憲102条)⇨州行政は、州議会によって選出されるべき州政府によって行われる(連憲101条)。もっとも、州が連邦行政を執行する場合には、州知事およびその下に属する州官庁が行う(連憲102条)。その際、州知事は、連邦政府および個々の連邦大臣の指示に拘束される(連憲103条)。
  - ⑤ 皇帝による邦法律の裁可(ク憲117条)⇨州憲法の定めに従った公証、州知事による公布(連憲97条)。

## 第5章 クレムジール憲法の意義(結びを兼ねて)

第2章においてクレムジール憲法の条文を、第4章においてクレムジール憲法と1920年連邦憲法との比較を中心として眺めてきた。クレムジール憲法は、その当時としては画期

的な国民主権主義を宣言し、この国民主権主義と伝統的な君主制をいかに調和させるかにつき苦慮する様子がひしひしと感じられる。同時に、多民族問題に対する配慮も随所に見られた。さらに、1849年欽定3月憲法、1867年12月憲法を経て、現在のオーストリア連邦憲法へと連綿と続く立憲主義思想の大きな流れも感ずることができる。クレムジール憲法と1920年連邦憲法との驚くべきほどの一致ないし類似点も見出しえた。以下、結びを兼ねて、1. 2. 3. 4. に分けて考察する。

### 1. クレムジール憲法の民主的・立憲的要素と君主的要素

クレムジール憲法の民主的・立憲的要素として、次の事項を挙げることができる。すなわち、すべて統治権は憲法に従って行使され（31条）、皇帝の権利および権限も憲法によって定められる（41条）。皇帝、新皇帝（皇位継承者）、摂政は、憲法および法律に従って統治することを宣誓する（43条・57条・61条）。さらに、皇帝の統治行為につき、大臣助言制によって大臣が帝国議会に対して責任を負った（44条）。王室費についても、帝国議会によって確定された（55条）。法律案を皇帝が拒否した場合には、帝国議会を解散し、国民の新たな意思を問うものとされている。そして、新たな議会で法律案が再議決された場合は、皇帝は法律案の裁可を拒むことはできない。この意味において、皇帝の拒否権は、「停止的」意味しかない（88条）。憲法改正につき、帝国議会を解散し、国民の新たな意思を問い、新たな帝国議会によって憲法改正を行う（158条）。しかもこの憲法改正帝国議会の定足数・議決数ともかなり加重されている（159条）。

帝国のすべての歳入・歳出・国家債務につき、帝国議会（庶民院：下院）の議決を要する（142条）。また、租税法律主義も定められている（143条）。国家による債務引受け（債務負担）・保証も法律の根拠が必要とされる（145条）。会計検査院は存在しなかったが、帝国議会による毎年度の会計審査制度は存在した（147条）。

他面、クレムジール憲法の君主的要素も温存された。すなわち、皇帝は神聖不可侵で統治権の行使について責任を負わない（42条）。また、皇帝の憲法上の権限を縮小するいかなる憲法改正もできない（160条）。この意味では皇帝の「絶対的」拒否権が存在する。また、摂政が置かれている間も、皇帝の権限を縮小するいかなる憲法改正もできない（62条）。皇帝は、帝国大臣の任命（64条）も含めての人事高権（45条）、統帥権（45条）、法律裁可公布権（46条）、宣戦布告・条約締結権（47条）、帝国議会召集・解散権（49条）、恩赦（49条）、栄典の授与（53条）、貨幣鑄造権（54条）を有していた。

### 2. クレムジール憲法と多民族問題

オーストリア帝国は多民族国家ゆえに、すべての民族の平等、言語の平等が保障される（19条）。さらに、オーストリア領域内のすべての外国人の身体と財産が保障される（156条）。民族的なまとまりを考慮して「郡」を創設した（3条）。郡は自ら課税徴収権を有する（127条）。郡議会は、教育制度につき、諸言語を公平・平等に扱わねばならない（126条）。また、民族問題解決のため、邦は、仲裁裁判所を設置することができる（113条）。邦は、邦議会議員の選挙につき、選挙区を民族を考慮して決定しなければならないものとされた（112

条)。邦議会は、言語の平等の下に公開される（112条）。ただし、邦は、行政権の主体としては国の一部であり、固有の行政権を有しなかった（102条）。

### 3. 人権保障と憲法裁判所

人権に関しては、伝統的な自由権ばかりではなく、すでに、「公教育の無償性」を規定し、社会権としての「教育を受ける権利」を保障しているのが注目される（基本権規定17条）。

帝国最高裁判所は、憲法裁判所としての機能を有し、国民の基本権侵害に対する補償（賠償）の訴えの裁判管轄権を有した（138条・140条）。この点に関連して、既に第3章で概観したように、帝国最高裁判所が官吏による基本権侵害行為に対する国家補償（賠償）の訴えを審理する前提として、破棄効ではなく宣言効を有するにすぎないが行政処分の変憲性の審査権を認める学説がある。しかし、憲法裁判所として、法律の変憲性審査権、命令の変憲性審査権を有するものとは位置づけられていない。

### 4. クレムジール憲法から1849年憲法、1867年憲法、1920年連邦憲法、さらに現オーストリア連邦憲法へと連綿と続く立憲主義思想の流れ

クレムジール憲法草案の特徴として、国民主権主義、立憲主義の原理とともに、連邦主義の原理を見出すことができる。同時に君主制の存続にも配慮した憲法であった。しかし、クレムジール帝国議会は、ハンガリーをも含めたすべてのオーストリア帝国を代表していないとの理由で、1849年3月4日、政府によって解散させられる。同じ3月4日に、シュタディオ内相起草によるオーストリア帝国のための新たな「帝国憲法（欽定3月憲法）（シュタディオン憲法）」が、「基本権勅令」とともに発せられた。1849年憲法（「帝国憲法（欽定3月憲法）（シュタディオン憲法）」と「基本権勅令」）が、クレムジール憲法の発効を妨げ、さらに1848年憲法（ピラースドルフ憲法）に取って代わってしまったのである。

1849年憲法は、その形式と構成においてクレムジール憲法草案を大いに模範としていた。そのことは、内閣が、クレムジール憲法草案を、新たな憲法策定の基礎においていたことに由来する。クレムジール憲法草案のほとんどすべての制度が、1849年憲法に修正されながら再現されていく。1849年憲法は、クレムジール憲法草案に対する政府の反対草案に基づいているが、立法権を帝国と邦に分属させる、帝国立法権を皇帝と帝国議会に分属させる、帝国議会議を庶民院（国民を代表する院）と地方院（邦を代表する院）の両院で構成する、邦立法権を皇帝と邦議会に分属させる、大臣弾劾制、基本権の保障など、自由主義的・民主主義的・連邦主義的思想の影響を受けていたことに留意する必要がある。

1849年憲法の基本権規定も、クレムジール憲法草案の影響を否定することができず、それゆえ、1848年のピラースドルフ憲法の基本権規定をはるかに超えていた。クレムジール帝国議会における基本権草案を何度も手本にしたこれらの基本権カタログは、後に、クレムジール憲法基本権草案とともに、「国民の一般的権利に関する1867年12月21日の国家基本法」の公式化に際して、大いに模範となっていた。

1867年憲法は、一方では、クレムジール憲法草案の立憲主義的要素を引き継ぎながら、他方、クレムジール憲法草案の不備を補うかのように、憲法裁判所、行政裁判所による法

治国家原理を拡張充実させていくことになる。以前の「オーストリア・ハンガリー二重君主国」に代わる1918年の「ドイツ系オーストリア」という新国家の誕生（国家としての形式的非連続性）にもかかわらず、法秩序に関する限り、オーストリア法の継受が行われた（実質的連続性）。すなわち、1867年憲法について言えば、「国民の一般的権利に関する国家基本法」は当時なお通用し、「司法権に関する国家基本法」は1918年の同名の法律に取って代わられたが、非本質的な部分について補完ないし改正されたのみで、大部分1867年法が維持された。同様のことが、「帝国裁判所設置に関する国家基本法」についても妥当し、1919年の行政裁判所の法的根拠として受け継がれていった。

法秩序とともに法を執行ないし適用する組織についても、大部分継受された。以前の「帝国裁判所」は「憲法裁判所」、さらに「行政裁判所」として、以前の「帝国最高検査院」は「会計検査院」として、その他の司法および行政組織についても引き継ぎが行われたのであった。

既に第4章で概観したように、1920年連邦憲法において、憲法裁判所は、連邦法律・州法律の違憲性審査、連邦および州の行政官庁の命令の違法性審査、行政処分 of 違憲性審査にまで権限を拡張した。この権限拡大によって、オーストリア憲法史上初めて、すべての立法、すべての行政処分が司法のコントロールに服することとなった。

(Legalitätsprinzip)。さらに、憲法裁判所の判決に念願の“破棄効”(kassatorische Wirkung)が与えられた(連邦法律・州法律につき連憲140条3項、行政官庁の命令につき連憲139条2項、行政処分につき連憲144条2項)。第3章のブラウネーダーとヴァルターの論争で見たように、1867年12月憲法(「帝国裁判所の設置に関する国家基本法」)においても、また1869年4月18日の「帝国裁判所の組織に関する法律」においても、“破棄効”を明白に規定していないこともあって、一般に、判決は基本権侵害を確定するだけの“宣言効”しかないと考えられていた。もっとも、ケルゼンは、当時既に、明らかに法技術的なミスであり、おそらく“破棄効”は自明のものとして述べられなかったに過ぎないと指摘していたこともあって、1920年連邦憲法では、“破棄”(Aufhebung)が明文化された。

1920年連邦憲法は、官吏等が違法行為によって与えた損害につき、国および地方公共団体の補償(賠償)責任(Amtshaftung)を認め、その詳細を連邦法律に委任していた(連憲23条)。第3章でヴァルターが適切に指摘していたように、この実施法律も長きにわたって制定されず、権利保護の空洞状態が続いていた。しかし、約30年後の1949年になって初めて、実施法としての「国家責任法」が制定されることになった。さらに、1925年の行政手続法の導入で、オーストリア行政に法治国家的基礎が与えられた。

クレムジール憲法草案は、ピラースドルフ憲法よりも、内容的により豊かで、より熟慮がなされ、より独創的だという評価がなされている(ブラウネーダー)。また、内容的に見て、時代にはるかに先んじていたという評価も存する(アダモヴィツヒ)。さらに、クレムジール憲法はその民主的な内容において1867年憲法を超えている、クレムジール憲法はすでに社会権を規定しているとも指摘されている(レーナー)。クレムジール憲法草案は、確かに法にはならなかったが、その熱き思いが将来のオーストリアの憲法発展にとって決定的な影響を与えていくことになった。ケルゼンが指摘するように、クレムジール憲法草案と

1920年連邦憲法との間の“思いがけない（意図的にしたものではない）(unbeabsichtigt)”類似性が注目される。国民主権主義と多民族の共存をめざしたクレムジール憲法の精神が現在のオーストリア連邦憲法にまで連綿と受け継がれ、今なお与えている影響の大きさを痛感しうる。1920年連邦憲法のより詳細な制定過程および内容の分析、さらにその改正をめぐる論議が今後の検討課題である。

#### 参考文献

- ・ Wilhelm Brauner, *Österreichische Verfassungsgeschichte(Siebente Auflage)*, Manz-Verlag, 1998.
- ・ Hans Kelsen, *Österreichisches Staatsrecht*, Scientia-Verlag, 1981.
- ・ Ernest C. Hellbling, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte*, Springer-Verlag, 1956.
- ・ Ludwig K. Adamovich, *Grundriss des Österreichischen Verfassungsrechts*, Springer-Verlag, 1947.
- ・ Ludwig K. Adamovich, Bernd-Christian Funk, *Österreichisches Verfassungsrecht(Zweite Auflage)*, Springer-Verlag, 1984.
- ・ RobertWalter,Heiz Mayer, *Grundriß des Österreichischen Bundesverfassungsrechts*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung,1988.
- ・ Oskar Lehner, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte*, Universitätsverlag Rudolf Trauner, 1992.
- ・ A.J.P.Taylor, *The Habsburg Monarchy 1809-1918(New Edition)*, Hamish Hamilton, 1948.
- ・ Wilhelm Brauner, Zum Wesen der Grundrechte des „Kremsierer Verfassungsentwurfs“, *Österreichische Juristen-Zeitung*, SS.417-419,1989.
- ・ Robert Walter, Waren die „Grundrechte“ des „Kremsierer Verfassungsentwurfs“ bloße „Staatszielbestimmungen“?, *Österreichische Juristen-Zeitung*, SS.609-613,1990.
- ・ 高田敏「オーストリア連邦憲法」、阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集〔第四版〕』、有信堂、2009年。
- ・ 南塚信吾編『ドナウ・ヨーロッパ史』、山川出版社、1999年。
- ・ エーリッヒ・ツェルナー著 リンツビヒラ裕美訳『オーストリア史』、彩流社、2000年。
- ・ スティーヴン・ペラー著 坂井榮八郎監訳・川瀬美保訳『フランツ・ヨーゼフとハプスブルク帝国』、刀水書房、2001年。
- ・ ハンス・コーン著 稲野強・小沢弘明・柴宜弘・南塚信吾共訳『ハプスブルク帝国史入門』、恒文社、1982年。 など

さらに、

- ・ 拙稿「オーストリア（ハプスブルク帝国）における立憲主義の展開—1848年～1851年 初期立憲主義の確立—（1）」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第16巻、第2号、2003年。
- ・ 拙稿「オーストリア（ハプスブルク帝国）における立憲主義の展開—1848年～1851年 初期立憲主義の確立—（2）」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第17巻、第1号、2003年。
- ・ 拙稿「オーストリア（ハプスブルク帝国）における立憲主義の展開—1852年～1867年 君主的統一国家（新絶対主義）（1）」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第18巻、第3号、2005年。
- ・ 拙稿「オーストリア（ハプスブルク帝国）における立憲主義の展開—1852年～1867年 君主的統一国家（新絶対主義）（2）」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第19巻、第1号、2005年。
- ・ 拙稿「多民族の共存をめざして—オーストリア・ハンガリー二重君主国（1867～1918）を例にして—（1）」、『ヨーロッパにおける人権問題』（大阪国際大学研究叢書 No.14）、2006年。
- ・ 拙稿「多民族の共存をめざして—オーストリア・ハンガリー二重君主国（1867～1918）を例にして—（2）」、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』第21巻、第1号、2007年。

